

令和3年度（2021年度）第1回

## 八王子市総合教育会議議事録

日 時 令和3年（2021年）6月2日（水）  
場 所 議会棟4階第3・第4委員会室

# 第1回八王子市総合教育会議次第

1. 日 時 令和3年(2021年)6月2日(水)
  2. 場 所 議会棟4階第3・第4委員会室
  3. 議 題
    - (1) 八王子市いじめ問題調査委員会(再調査)の答申を踏まえた今後の対応について
    - (2) あなたとつくるまち 八王子市の学校教育 基本原則について
- 

## 八王子市総合教育会議

### 構成員(6名)

八王子市長		石 森 孝 志
八王子市教育委員会	教育長	安 間 英 潮
八王子市教育委員会	教育委員	笠 原 麻 里
八王子市教育委員会	教育委員	柴 田 彩千子
八王子市教育委員会	教育委員	伊 東 哲
八王子市教育委員会	教育委員	川 島 弘 嗣

### 説明員

未来デザイン室長		今 川 邦 洋
総合経営部長		古 川 由美子
子ども家庭部長		小 俣 勇 人
学校教育部長		小 柳 悟
学校教育部指導担当部長		西 山 豪 一

### 事務局

総合経営部若者政策担当課長		小 俣 英 一
学校教育部教育総務課長		渡 邊 聡

【午後1時30分開会】

○古川総合経営部長 定刻となりましたので只今から令和3年度第1回八王子市総合教育会議を開催いたします。

市長と教育長ほか、2名以上の教育委員の出席がございますので、八王子市総合教育会議運営要綱第3条第1項の規定に基づき、本日の会議が成立することを確認いたしました。

---

○古川総合経営部長 それでは会議に先立ちまして市長から御挨拶をお願いします。

○石森市長 皆様、こんにちは。令和3年度、最初の総合教育会議となります。教育委員の皆様には、教育委員会定例会に引き続いての御出席をいただき、ありがとうございます。

また、安間教育長には、4月から3期目の就任をお願いしたところです。今後も、本市の教育行政の発展に向けて、御尽力を賜りますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症については、収束の目途が立っておらず、緊急事態宣言が6月20日まで、さらに延長となりました。本市におきましては、新型コロナウイルス対策の切り札とされるワクチン接種を、全国に先駆けて4月12日から開始をしております。その結果、現在のところ高齢者の5割が1回目の接種を終えて2回目の準備をしているという状況です。

このように、ある程度目途が立ってきたことから今月末から64歳以下の市民の皆様様の接種を順次行っていきたくと思います。できるだけ早く希望される方全員にワクチンの接種ができるように取り組み、安全安心で暮らしやすいまちにしていきたいと思っております。

さて、本日は、5月11日に提出されました重大事態に係る再調査の答申を踏まえた今後の対応についてなどを議題としました。

未来がある子どもが自ら命を絶つという大変痛ましい、あってはならない事態であり、心よりお悔やみ申しあげます。報告書の内容につきましては、教員の対応が不十分であったという厳しい指摘を受けていますので、今後は教育委員会をはじめ各関係機関や地域の皆様と連携しながら二度とこういった事態にならないような防止策の徹底を進めていければと思います。

本日限りある時間ではありますが、委員の皆様には忌憚のない意見をいただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○古川総合経営部長        ありがとうございます。

続きまして教育長よろしく願いいたします。

○安間教育長        こんにちは、先ほど市長からお話がありましたとおり緊急事態宣言が再延長されます。学校や図書館などにおいても感染防止の取組を今後も続けてまいります。

市長には教育委員会の事業につきまして、多大なる御理解と御支援をいただいております、この場を借りて御礼申し上げます。

今後も協議・調整の場として、この総合教育会議を通じて、より一層市長と教育委員会との連携を深め八王子市の教育のさらなる充実に向けて五人一丸となって一層努力していきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

この総合教育会議の場で、先日晒されたいじめ問題調査委員会答申を踏まえて、教育委員会で協議をいたしました今後のいじめ対策について、協議調整をしてもらいます。

この場をお借りしまして、御心配おかけしました市民の皆様方に、教育委員会の決意と対応策を伝えさせていただく機会を公開の場でいただきましたことを心より感謝申し上げます。本日はよろしくお願い申し上げます。

---

○古川総合経営部長        ありがとうございます。申し遅れましたが、今回より司会を務めさせていただきます、総合経営部長の古川由美子です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず資料の確認をさせていただきます。次第の下に、配付資料の1-1から3-3までございます。その下に、「構成員・説明員名簿」も付けさせていただきましたので、御覧いただけますでしょうか。

それでは協議・調整事項に入る前に、まず、私から、報告させていただきます。

4月1日付の市の執行体制変更に伴いまして、お手元のファイルにある「八王子市総合教育会議運営要綱」を改正しております。

また、同日付で人事異動があり、説明員及び事務局に変更がございました。本来であれば、紹介するところではございますが、本日は、名簿をもって紹介に代えさせていただきます。

なお、本日も、前回に引き続き、感染拡大防止対策として、説明員を最小限としています。名簿の説明員のうち、3番の財政部長、7番の学校施設整備担当部長、8番の生涯学習スポーツ部長兼図書館部長は、出席しておりませんので、御了承いただければと

思います。

続きまして、本日の署名委員を決めさせていただきます。構成員名簿の2番、安間教育長にお願いします。

---

○古川総合経営部長 本日の協議・調整事項に入らせていただきます。

協議・調整事項の1、「八王子市いじめ問題調査委員会（再調査）の答申を踏まえた今後の対応について」です。

まず、いじめ問題の再調査決定から答申が提出されるまでの経緯と、再調査報告書にて示されました結論について、私より、説明いたします。

はじめに、再調査決定から答申が提出されるまでの経緯です。

市内中学校に在籍していた生徒の、平成30年8月の自死事故に関しましては、令和元年8月7日に八王子市教育委員会から市長へ、同委員会の附属機関であります八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会調査部会による調査結果の報告がありました。

この報告を受け、総合教育会議において、調査部会からの8つの提言をもとに、再発防止策について協議し、対応策を実施してきたところです。

その後、令和元年11月に御遺族の代理人弁護士より市長に対し、再調査を求める申立書が提出されました。これを受け、本市では、市内中学校の生徒の尊い命が失われてしまうという極めて深刻な事態と、御遺族からの申し立てに対し、専門的知見から確認し、説明責任を果たしていく必要があるとの考えから再調査を行うことを決定しました。

令和2年4月より、市長の附属機関として設置した八王子市いじめ問題調査委員会で再調査を実施しましたが、このたび、その再調査報告書がまとまり、5月11日付で提出され、同月14日に公表しております。

この報告の中には再発防止のための5つの提言があり、5月11日付で、市長から教育長に対しまして、再発防止のための必要な措置についての速やかな検討を求めています。

以上が再調査の答申及び報告書提出までの経緯でございます。

続いて、市長から調査委員会に諮問した3つの事項の結論について説明いたします。

まず、諮問事項の1、いじめと当該生徒の自死との関連性については、「そのみが自死の主な要因とは認められない」との結論でございました。

次に、諮問事項の2、学校の対応と自死との関連性につきましては、いじめを合わせ

た当該中学校の管理下の出来事が主な要因であるとの結論でございました。

最後に、諮問事項の3、いじめの再発防止のための提言については、5つが示されております。

1つ目は、学校の「いじめ防止対策委員会」の実態調査を行うこと。

2つ目は、いじめに関する教員研修の内容の見直しを行うこと。

3つ目は、ネット上のいじめの調査・対応のあり方の周知を行うこと。

4つ目は、長期不登校の生徒についての原因調査を行うこと。

最後に5つ目は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーの配置、及び連携の強化等を行うことであります。

本日の会議では、同様の「いじめの重大事態の再発防止」を目的とした法の趣旨を踏まえ、答申で示された5つの提言をもとに、再発防止に向けた今後の取組について、協議を行うことを案件としております。

私からの説明は以上です。続きまして、教育委員会としての今後の対応について、教育長より、お願いします。

○安間教育長　　先ずは、平成30年9月10日市立中学生のかけがえのない命が失われました。改めて謹んで亡くなられた生徒さんに深く哀悼の意を表します。残された御家族の皆様的心情を察し、心からお悔やみを申しあげます。

また多くの市民、そして子どもたちにも影響を与えたことについて八王子市教育委員会としてお詫びをしたいと思います。申し訳ございませんでした。

教育委員会としましては、今回の再調査報告書の教育委員会としての受け止めについて、本日、意思決定を行いましたので、報告させていただきます。

「今回の調査では新たな人間関係の事実や教員の非違行為が指摘されたわけではなく、そもそもこの調査は民事刑事上の責任追及やその他訴訟等への対応を直接の目的としているものではなく、いじめの事実の全容解明、当該いじめの事案への対処及び同種の事案の再発防止が目的と承知している。事案発生以来、学校の対応の課題を認識し教育委員会はさまざまな取組を行っているが更なる再発防止に向け全力で取り組んでまいりたい。」以上が教育委員会としての受け止めでございます。

今回の再調査はいじめを含め学校管理下の出来事が自死の主な要因であったと認められる。」といった指摘でありまして、教育委員会及び学校に対する問題点の指摘、再発防止に向けた示唆をいただきました。

そもそも集団生活を送る学校では、子ども同士のいさかいなどは日常的に発生して

います。それに対して双方を呼んで互いに謝って一件落着という学校の対応には、きめ細かな対応が不足していることを強く認識をしております。考えてみれば生身の人間がそのやり取りだけで複雑な想いを完全に払拭することができないのは当たり前のことであります。

そして子どもたちが一人ひとり持ってしまったネガティブな思い出、それは一生心に残るものです。改めて学校の責任の重さを痛感しています。私たちにとって、もっと何かしてあげられることがあったという後悔と痛恨の極みであります。

これまで本事案の発生した3年前から、直ちにできることがあれば取り組んでまいりました。そして前回の調査報告書を頂いたのち、それを深く受け止め、改善を求められた事項についてはすぐに対応してまいりました。今回再調査の報告書が出されたことを踏まえ、これまでの取組について改善すべき点がないか、継続をして再検討するとともに取組の精度をさらに高めていきたいと考えています。第二、第三の我が子を出さないでほしいという御家族の願いを真摯に受け止め、再発防止に向けた取組を実施することを通して、八王子市の子どもたちのために全力を尽くしていく決意を新たにしましたところであります。

今回の報告書で具体的な、我々が考えるべき対応については2点あると考えています。まず一点目は学校の指導が形式的にならないようにする。

2点目は保護者ととともに、社会とつながって9年間を継続して子どもたちを見守っていく。

私はこの二点が今回の提言で示される大きな教訓だろうととらえております。そして、今回の提言を受け、私たち教育委員会の根本的な役割は、教員が子どもと直接関わる職務に専念できる環境づくり、これは私たちにとって一番重要な課題だと認識しています。

この後、指導担当部長及び教育委員4人とともに立案いたしました今後の対応策について説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

○古川総合経営部長           ありがとうございました。それでは続きまして指導担当部長、説明をお願いいたします。

○西山指導担当部長           それでは5月19日及び本日午前中に開催された教育委員会定例会にて協議し決定いたしました、いじめ問題調査委員会の方針を踏まえた今後の対応について、説明させていただきます。

教育委員会定例会では再調査報告書に示された5つの提言を受けた取組とともに、いじめ対策を中心的に担う教員の負担軽減や教職員が子どもと直接向き合う時間の確保についても話し合われました。

事務局としては資料を3種類作成し資料1-1では、提言に対する今後の取組の全体像を、資料1-2では学校を中心としたいじめ総合対策を、また資料1-3ではいじめ総合対策を効果的に実行するための校務改善策をそれぞれ整理いたしました。今回は主に資料1-1を中心に説明させていただきます。

資料1-1 一番左にあります5つの提言を御確認ください。提言1は学校いじめ対策委員会の実態調査、提言2はいじめに関する教員研修の内容の見直し、提言3はネット上のいじめの調査・対応のあり方の周知、提言4は長期不登校の生徒についての原因調査、提言5はスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・スクールロイヤーの配置及び連携の強化等です。

一番上の提言1を御覧ください。提言1、学校いじめ対策委員会の実態調査につきましては、報告書では具体的に5点について示されています。

一点目、いじめ防止対策を学校の校務の一つとし「校務分掌表」においても明記をすること、二点目、対策委員会は独立した常設の会議とすること、三点目、会議の議事録を備えおくこと、四点目、議事録は定期的又は必要に応じて市教育委員会への報告資料とすること、五点目、いじめ対策委員会が法の求める実態を備えているかどうかスクールロイヤーの協力のもと実態調査を行うことです。

これに対して、既に教育委員会として取り組んでいるものは一つ右の現状の欄に記載しております。提言1については2つございます。

いじめ対策委員会は明確に独立した常設の組織として運営するように通知をしております。また、学校いじめ防止基本方針については毎年度始めに改訂し、市教育委員会へ提出すること及び学校ホームページに掲載することを指示しております。

提言2から5に関しても、それぞれ示された具体的な提言について既に取り組んでいるものを現状の欄に示しております。

例えば提言2の中では3点ございます。一番上のいじめに関する悉皆研修をオンライン配信で実施する。また、提言3に関しても、6年生を対象にしたメディアリテラシー教育を全小学校で実施すること。提言4に関しましては4つございます。特に下から2番目スクールソーシャルワーカーを6名から10名へ増員する。提言5に関してもスクールロイヤーを市で3名配置するなど、それぞれ既に取り組んでいるものもございます。



次の課題の欄では今回の提言で示された新たな課題と、これまでの取組の課題とを分けて示しております。提言1については2つの課題があります。

各校で議事録は既に作成するように指導しておりますが、統一した議事録が不在であること。また、いじめ対策委員会の開催頻度や方法が学校裁量で行われており、実施モデルがないということです。これらを受けて一番右の今後の取組では教育委員会として進めていく取組を示しております。

提言1に関しては3つございます。一点目、スクールロイヤーに協力を依頼し、各学校のいじめ対策委員会が法に基づいた実態であるかを7月以降調査いたします。

二点目、8月までにいじめ対策委員会の実施モデル案を作成し各学校に周知いたします。

三点目、同じく8月までに議事録の書式を作成し保存を徹底させるとともに毎月いじめ対策委員会の実施報告を教育委員会に提出させます。

提言2からは、それぞれポイントを絞って説明させていただきます。今後の取組案を御覧ください。

提言2については、教員の資質向上を図るための研修のあり方についてです。今後の取組としては7月に全教員を対象にした研修をオンラインで開催します。各校では、全教員が視聴後、校長による講話や各校で見直すことの確認など、視聴して終わりではなく、各校でこの研修内容を必ず生かせるように指示してまいります。

また、双方向性の研修については、各校で年間3回予定しているいじめ防止に関する校内研修の1回にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーがそれぞれ講師として具体的な事例を基に行えるように変更いたします。3年間で各専門家による講習を受けられるようにします。すでに今年度からスクールロイヤーを講師として研修を計画している学校がございますが、来年度以降、全校で取り組むようにしていきたいと思っております。

提言3はネット上のいじめ調査や対応についてです。今後の取組といたしましては、現在6年生で実施しているメディアリテラシー教育を中学校2年生にも広げています。中学校2年生に関しては、今年度は実施可能な学校のみとしますが、来年度から全校で小学校6年生、中学校2年生を対象に実施いたします。

また、学習用端末に関しては子どもたちが自殺サイトにアクセスをした場合に、それを見られないようにするとともに、見た子どもが誰かすぐ分かるように、教育委員会事務局と各学校の管理職等にメールが届くシステムを準備しています。7月までには運用を開始したいと思っております。

さらにインターネット上のいじめ対応については、保護者の理解・協力が不可欠です。そのため小学校・中学校 PTA 連合会と連携し、ネット上のトラブルに関する保護者の責任や対応、子どもの見守りシートについて周知するとともに、保護者対象のワークショップの実施を各校に促していきます。

提言 4 については、長期不登校生徒についての原因調査に関してとなります。今後の取組といたしましては、不登校全ケースに関してスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなどの専門家が必ず関わられるようにします。また、長期休業前に実施している気になる児童・生徒の状況把握を徹底し、いじめがあった子どもや不登校の子どもについては毎週電話連絡等で様子を確認させるようにします。さらに月に一回、児童・生徒の欠席日数について教育委員会に報告をしている個表システムを変更し、いじめに関するアンケートや相談できる大人についてのアンケート結果などを統合するとともに学校と教育委員会事務局がリアルタイムで確認できる仕組みを整備いたします。これについては各校への周知が終わり次第 6 月中に実施します。

提言 5 につきましては、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーの配置や連携強化についてです。今後の取組といたしましては市独自の相談員やスクールソーシャルワーカーを段階的に増員していきたいと考えております。

また、不登校の子どもについては、学校だけでなく学校運営協議会にも報告し、対応について協議することを徹底いたします。

資料 1-2 を御覧ください。学校が行う取組を整理しております。特に大切なことはいじめ対応は形式的にならず、すべて法に基づいて対応しなければならないということです。そしていじめ対応の核となる学校いじめ対策委員会がすべてのいじめに関して組織的に関わることです。さらに、学校は家庭と共にいじめの解消を図っていくことが不可欠となります。

この資料につきましては、小・中校長連絡会において、具体的な対応の仕方を全校長に示す予定です。

資料 1-1 にお戻りください。資料下段の教員が子どもと直接向き合う時間の確保に関しては今後の取組として大きく 7 点を記載しております。詳細は資料 1-3 を御覧ください。

ここでは資料中段でいじめ対応のための時間の確保、つまり学校いじめ対策委員会を確実に開催するため、また、いじめに関する記録の作成や情報共有を徹底して行うための時間を確保する方策を示しております。また、資料下段では教員が子どもと直接向き合う時間を確保する方策やいじめ対応をする教員への支援について示しております。

教育委員会事務局といたしましては、今回の事故が起こった後から教育委員会の協議をもとにさまざまな施策を進めてまいりました。今回の提言を踏まえて教員一人ひとりが正しくいじめ対応を理解し、組織として対応できるように、そして学校が主体的に責任を持っていじめ対応を図れるように指導、助言、支援を行い本市から二度と悲しい思いをする子どもが出ないようにしていく所存です。

以上で説明を終わります。

○古川総合経営部長       ありがとうございました。教育委員会から今後の対応について、お話をいただきました。

それでは、市長からも、お話をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○石森市長       ただいま教育委員会としての、今後の再発防止に向けた取組の内容などの、お話をいただきました。

今回の提言を踏まえた取組は、間もなく夏休みを控えていることでもありますので、すぐに着手できるものから、全力で進めていただきたい。また、教員が、これまで以上に子どもたちと向き合えるようにしていくための人材確保などの施策については、これから具体的などころについて、互いに調整をしていけたらと考えております。

また、コロナ禍や SNS の普及など、人と人との関わり方が変容し、子どもたちだけでなく大人も、親しい相手との会話や相談の機会が減り、孤立感や孤独感を抱きやすくなっています。それだけに、子どもたちが安心して、思いや悩みを打ち明けられる大人がいること、人と人のつながりがあるということが非常に重要です。こうしたことを、改めて市民に周知していくとともに、「青少年問題協議会」を構成する地域の団体や関係機関をはじめ、多くの皆様の御協力をいただきながら、地域で子どもを見守る環境づくりを、更に推進してまいりたいと考えています。そこで、今後、教育委員会や学校が、取組を進めていくうえで、子どもたちや学校との関わり方など、保護者や地域の皆様に、御理解や御協力をいただきたいことなどを、教育長からお聞きかせ願えますか。

○古川総合経営部長       ありがとうございました。市長の御質問について、教育長、いかがでしょうか。

○安間教育長       この後の議題とも関係がございますが、本市の子どもたちは小学5年生だから、6年生だから、中学1年生だからと区切れるものではないと改めて感じました。継続して子どもたちを見守っていくこと、そのことが一番の根本になると思います。そして、子どもたちを見守る目は、多ければ多いほど良い。これも当然のことだと思います。

また、付け加えるならば人間というのはどんなに自暴自棄になったとしても、この人は私のことを分かってくれて理解してくれる、あの人がいるから私は頑張れる、そんな人が一人でもいるならば決して大きな行動はとらないと思います。

八王子市にはそのような存在となりうる可能性がある大人が大勢います。学校での教育や家庭での教育、地域の中での取組、そういったものが一つの輪になっていく、しかも切れ目なく、区切りなく、続いていくといったことが地域の皆様方とともに子どもを見守る体制として、御協力をお願いしたい中身です。

そういった意味で、今後の小・中学校の義務教育がどうあるべきか八王子市学校教育基本原則の考え方をまとめています。

○古川総合経営部長      ありがとうございました。では、次の議題に移ります。

協議・調整事項の2、「あなたとつくるまち 八王子市の学校教育 基本原則について」です。それでは、指導担当部長より説明をお願いします。

○西山指導担当部長      それでは「あなたとつくるまち 八王子市の学校教育 基本原則」について説明いたします。

資料の説明に入る前に、この時期にこの基本原則を策定した理由について説明いたします。

第1に、この原則は、「第3次八王子市教育振興基本計画ビジョンはちおうじの教育」が基になっておりますが、この基本計画では学校教育において目指す子ども像が明確になっておりません。一度どのような子どもをどのように育てるのかという基本に立ち戻ることが必要だと考えたからです。

第2に、これまで11年間取り組んできた小中一貫教育の成果として、いずみの森義務教育学校における具体的な子どもの姿が見られたからです。

第3に、成果が明確になった分、未解決なことや今後の問題点及び今後必要な施策が見えてきたからです。

それでは資料の説明をいたします。資料上段中央を御覧ください。

市立学校で目指す子ども像を「八王子市の未来を創る一人として、自信をもって前向きにチャレンジできる子ども」とし、教育委員会として全ての学校でこのような子どもを育てることといたしました。

具体的には基礎・基本を身に付けている子ども、一人ひとりが大切にされ、自分・他者の良さを自覚できる子ども、保護者や地域住民、他者と協力して課題解決できる子どもとし、「個別最適な学びによる基礎・基本の定着」、「地域の特色を活かした学び」の2つを柱として取り組むことといたしました。このことは文部科学省から示されてい

る令和の日本型学校教育にもつながっております。

資料中段左を御覧ください。ここには、これまで取り組んだ小中一貫教育の成果と未解決な課題を示しました。成果としましては、小学校1年生が中学生の姿を見て憧れをもつ姿、中学生が小学生と関わることで自分の成長を感じている姿、小学校の担任が成長した中学生に驚くとともに9年間という時間の流れや学校教育の素晴らしさを感じている姿など、具体的な姿が見られました。

また、いずみの森義務教育学校では子どもにとってこれまで関わった教員が身近におり、子どもと教員、教員同士の関わりが充実していることも分かりました。

一方、未解決な課題としては大きく4点あり、小中一貫教育が日常的に行われていないことや、教員の意識が小・中学校それぞれで完結していることなどが見られます。

このような課題を解決するためには、資料中段中央の矢印にあるような小中一貫教育をさらに充実させる必要があります。

特に中段右にあります個別最適な学びを実現し、9年間で切れ目なくつなぐこと、地域の子どもは地域で育てる、関わりを作ることが重要です。

一人一台配備された学習用端末の有効活用により、指導の個別化、学習の個別化を通して、子どもたちが主体的に学習に取り組むことで発展的な学習にも挑戦できる教育課程を編成します。

また、中学生による小学生への補習、小学校教員による中学生の補習、中学校教員による小学校での授業の実施などにより子どもの基礎・基本の定着を図ることもできると考えております。

地域の子どもを地域で育てるためには、「地域を、地域で、地域とともに学ぶ」ことをキーワードとし、子どもによる地域行事への参加、地域の方々による子どもたちへの学習の支援などがあります。

小中一貫教育の充実を図るための方法としては、資料にありますように小・中学校を超えて学年を遡った学習や地域運営学校の特性を生かした取組、学校コーディネーターの活用による地域教材の開発などが有効と考えています。

しかし、資料下段左にありますような3つの問題点があります。特に小学校と中学校の学区域の不一致により、小学校の子どもたちが別々の中学校に進学することが大きな問題です。

そこで、この問題を解決するために資料下段右にありますように「全校を小中一貫校・義務教育学校」にすること、「地域特性を踏まえた学区の再編」を行うことを教育委員会の重要な施策として学校や地域とともに取り組んでまいります。

この基本原則を基にして、常にここに立ち戻り、これからの八王子の学校教育を充実してまいります。以上で説明を終わります。

○古川総合経営部長      ありがとうございました。それでは、教育委員の皆様から、本件に関しまして、御意見を頂戴したいと思います。

はじめに、笠原委員、お願いいたします。

○笠原委員      今回八王子市の学校教育基本原則として、「自信を持って前向きにチャレンジできる子ども」ということが掲げられております。これについては子どもの心が発達していくものであるわけですけれども、自信を持って前向きにチャレンジできるようになるためには、その子どもの心の発達が支えられ、その子が持っている力を最大限に発揮できるということが重要になってくると思っています。

やはり子どもたちは発達の過程の中で、当然ですけれども躓くことも沢山あります。悩むこともあります。

先ほどの大変辛いケースも実際にあるわけで、その子どもたちが躓いたときに、できる限り子どもが一人で悩むのではなく、大人たちが見守る力があること、ということがとても大事です。

そのために9年間を見通せるということは、もともとこの子がどんな子だったのだろうかを知っているということは、子どもが躓いたときに、それを理解するためにとっても強みになります。

もともとすごく元気な子が躓いているのか、もともと少し引っ込み思案な子であったとか、少し運動が苦手であったということを知っている大人達が大勢いて、その子が躓いたときに助けられるとしたら、その気づきはより早く、よりの確なものになると思います。

さらに、その躓きがあることがいけないのではなくて、それに対してどうしたらよいか、この子には何が必要なのかということもつながります。もちろん躓かずに力いっぱい9年間を駆け抜ける子どももいるでしょう。それを私たちが見ることは何よりも喜びですけれども、その子がもともと持っていた力を知っている大人たちがそばにいればいるほど、その子の力は強く引き出せると確信します。

そして、上手くいかなかった子どもたちに、それでも成功体験につなげていける、それを乗り越えるということを経験してほしいわけですが、私がよく相談にのる先生の中には、「小学校6年生で学校に行けてない。なんとか6年生のうちに行かせてあげたい。卒業までにどうしたらいいだろう。」とおっしゃる先生もいらっしゃいます。しかし、私としては、あと3年あるじゃないかと思ってしまう。今の卒業というタイミング

が来てしまうと見届けられないので非常に大人の方も焦りますし、子どもの方もどうしたらいいかなということになる。けれども9年間を見通す力があればそこで、もし6年生までに解決できない問題があっても、あと3年間も大人が見守ることができることを示してあげることができます。

そうやって成功体験につないでいくことができたならば、それが自信を持って前向きにチャレンジする力に、まさしくこれを育む原動力になっていくと思います。9年間が、もちろん勉強する、知識を身につける、色んな経験をすることにもなるわけですが、何かあった時に、解決するために役立つ力強い時間としてそこに与えられるのではないかと考えております。

○古川総合経営部長            ありがとうございました。次に、柴田委員、お願いいたします。

○柴田委員            八王子市の学校教育基本原則では、今後はより一層、小中一貫教育を充実させていく方針がここで強くうたわれております。小・中学校の9年間切れ目なくつなぐということと地域の子どもを地域で育てるという認識をより一層住民の方たちと共有した上で進めていく必要があると思います。

この中学校区内の学校が、校舎は一体ではないが、例えば学校運営協議会の委員の人选を各地域から満遍なく行うなど、地域を網羅するような形でコミュニティスクール、中学校区を基本として運営し、中学校区内の小学校との連携を進めていく必要があると思います。

中学校区で学校を核とした地域づくりスクールコミュニティを進めていくうえで、中学校区の学校運営協議会のような協議体がソーシャルデザインセンターのような役割を担うような、そうした姿が理想的だと考えます。そのためには、学校のあり方の認識を抜本的に変える必要があるのではないかと思います。

従来学校というのは児童や生徒と教員が中心となって活動する場でありますけれども、学校という場を、子どもたちが平日の日中過ごす部門、放課後の子どもの居場所としての機能をもつ部門、もう一つが地域の人たちの「学びの施設」あるいは「防災の拠点」となる部門といった3つの領域として考えるように住民全体の認識を変えていく必要があると考えます。

中学生が小学生の行事がある際に、ファシリテーターの役割を担うといったことや、従来行われている中学生ミーティングのようなイベントに小学生も参加して、中学生が小学生の議論を引っ張っていけるような役割を担うといったことを今後一層進めていく上で、さらにそういったことを教育課程の中で行うのではなく、先ほどの3つ目の機能である地域づくりの一環として、教員ではなく地域の方たちが主導で行っていく

ようにするなど、また、その機能の中に防災教育やキャリア教育を移行していくなど、抜本的な認識の変容が求められると思います。

そのような構想の鍵を握る存在は、コーディネーターだと思います。コーディネーターの役割が大きく、属人的なやり方ではなく、今いるコーディネーターはPTA活動に熱心な女性が多い、我が子が卒業しても残ってPTAのOB、OGとして活躍されている。その間にさまざまな学びを体験して名コーディネーターのような存在になっている。そのような例が多く見受けられます。

ただ、現在は女性の社会進出が進んでおりまして、専業主婦の割合が少なくなっておりますので、そういった貴重な人材が今後少なくなっていくと思います。

今いるコーディネーターに活躍していただく一方で、中長期的に、意識的にコーディネーターを地域の中で育てるような施策が必要なのではないかと考えます。

○古川総合経営部長            ありがとうございました。次に、伊東委員、お願いいたします。

○伊東委員            これからの学校教育で掲げられております理念は、もっともだと思えますし、その理念を実現するために黄色い矢印にあります小中一貫教育をさらに進めていく、このこと自体は新しいこれからの学校の方向性として良いと思っていますけれども、理念と方法論であるところの小中一貫教育を進めていく、義務教育学校をさらに設置していくことについての因果関係、つながりをもう少し具体的に明らかにしていく必要があると思います。

つまり、小中一貫教育を行うことで子どもの学びはどう変わっていくのか、何がメリットで何が課題なのか、転校転入する子どもに何か影響があるのかどうか、複雑化・多様化する課題を抱えている子どもたちに対して小中一貫教育を行うことによって、これまでの教育よりも良いケアができるのかどうか、こういったことを私たちが共通理解し目標やビジョンを明確にしていくことが必要である。

実際の現場での指導を担っていく教員がそのことを理解していなければ小中一貫教育を今よりもさらに充実していくことはなかなか難しいと思っています。

特に教員の問題で言えば、八王子市が設置している小・中学校を特色ある学校にしていくわけですが、そこで勤務する先生方は東京都教育委員会が採用して配置する都費負担教職員である。いろいろな地区で勤務していて、八王子市での勤務後、またどこか他地区に行ってしまう。そういった中で、八王子で勤務していただく先生方に、八王子市の理念やビジョンについて、どのように意識を持ってもらうか。研修や意識改革、本市の教員としてのアイデンティティを育てていただく取組が必要だと思います。

そういった一つの方法として、ICTを活用したオンライン研修やeラーニング、転



入教員のさまざまなオリエンテーションといったものを継続的にやっていただいて、本市の教育活動はこうなのだ、こういった特徴があるのだ、小中一貫教育をすることによってこれだけの成果が今までにあって、さらにこのような取組をすることによって、さらに子どもたちの成長・発達が期待できるということを共通意識として持つていくことが重要かと思います。

併せて地域の方々の学校教育への参画ということも極めて重要で、そもそも八王子市は全校コミュニティスクール化をしています。新しい学習指導要領で求められている「社会に開かれた教育課程の編成」という意味では、学校運営協議会の参画というのはどこまで進んでいるのか。この辺りをもう少し進めていただいて積極的に地域の方々が学校教育の中に入って行く道筋をつけることをしていかなければならない。

例えば学校行事を中心とする特別活動や外部人材を登用して授業を行っていくかというカリキュラムマネジメントのようなものに関わる教育課程の編成に関しては、ぜひ地域の方々の御意見をいただきながら教育課程を編成する。

そういったことを通して地域の学校としての共同体的な意識の醸成というものを図っていくことが必要だと思います。

小中一貫教育におけるメリットデメリット、今後の方向性についての共通理解・共通認識が重要であると思います。

○古川総合経営部長      ありがとうございました。次に、川島委員、お願いいたします。

○川島委員      私もこの9年間切れ目なくつなぐという教育方針は非常に大切だと思っています。大きく分ければ、効果として学習面、人との関わりの面が非常に大きいことだと思います。

例えば学習面ですが、私の子どもの友人などを見ていると中学校に上がって勉強の面について行きづらくなると、特にいじめとかではないのですが、学校に来なくなってしまう、来づらくなってしまう。そういうことは子ども同士での相談は難しいと思います。

そうなったときに、この9年間は小学校の先生が身近にいる、見てくれているという認識があると、その先生には相談しやすいと思います。そういうところで学習面でのフォローアップができる可能性があります。さらに、不登校にならずに済む可能性もあるというところが非常に大きな側面だと思います。

あとは人との関わりでは学校規模にもよりますが、現在は人間関係をリセットしづらい環境であるとか、他に行きづらいような地域も多々あるかと思います。小さい頃からずっと見ている先生であれば、あの子とあの子はそりが合わないというところを

承知していて、中学校の先生に助言することは十分に可能だと思いますので、ここは効果が大きいと思います。

また、資料にもありますけれども柔軟に学年区分を設定するというところです。僕も実際に子どもがこういうことを承知していると、乗り遅れた感を子どもが覚えなくて済むのではないかと思いますので、そういったことを教えてあげたい。

小さいお子さんにとっては、近い将来の自分像が具体的に目の前にあって、例えば1年生、2年生が5年生や6年生を見て、あと何年かしたら自分で出来るのだなど、中学生を見て何年かしたらあなれるのかなって、自分をイメージしやすいというそういうメリットも非常に大きいと思っています。

ただ問題点ですが、平成23年度から小中一貫校を推進していますけれども、本当に機能しているところが少ないのが現状であると思っています。その問題点として、学区域の不一致ということが大きいかと思います。

中学校側から考えれば、小学校の生徒が全員自分の中学へ進学するのではなく、どこへ進学するのかわからない状況では心情的には他人ごとになってしまうのは否めない所だと思います。

それを、中学校区を基準に小学校区を決めていき、ここの小学校は基本的にはこの中学校に行くのだということを決めておくことにより、中学校側もここの小学校の子どもたちが自分のところに来るとのだという意識が高まっていくと思います。

現在八王子市では、長期ビジョンを策定する中で中学校区ごとのワークショップを進めているということで、そここのところとも合致していくと思います。

一方で大人ですが、いろいろな団体があり、例えば、青少年対策地区委員会は中学校区を基準にしていますけれども、現状ですと、A小学校は中学校の進学先が3か所あった場合、3か所分の青少年対策地区委員会と関わりを持つことになります。これが実際にはウェイト的に難しいのです。

このように大人の関わり方にも大きく影響してくる事ですので、子どもたちのコミュニティが今後中学校区を中心に進んでいくとなると大人のコミュニティも中学校区に進む、さらには町会などに関しても中学校区を中心とした形で進めていただけるといいかなと思います。

大人のコミュニティと子どものコミュニティが全然違う方法や場所で活動していると子どもたちにとってはイメージしにくくなると思います。逆にそこがきれいに一致してくると、地域で育てるということが、きれいごとではなくて本当に自分の所にストンと落ちてくると思います。大変な作業だと思いますが、そここのところはしっかりと見

直してもらいたい。

今の学区というのは何十年も前に決められたことなので、現状とは道路事情とか歩道の状況などが違っている場所があると思います。当時は通学路として設定できなかったけれども今は十分安全な道路があるので通学路として使用できる場所が多々あると思いますので、そこも含めて進めていかなければならないと思っています。

○古川総合経営部長      ありがとうございました。

それでは、教育長、総括しての御意見はございますか。

○安間教育長      今回このタイミングでこの原理原則を作ったというのは、改めて我々が目指さなければならない教育というのは何なのかということを確認するという目的もございます。私は、現代の教育の絶対的な本質は、「一人ひとりが違うという認識」だと思っています。

例えば勉強の際に必要な抽象概念これは本当に個人差があります。小学校5年生だからこの程度という杓子定規な理解ということはない。

また一方で、生活面で他者への依存度、これも何年生だからこう、中学生だからと当てはまるものではありません。要は一律に何歳の時はこうであると決めつけられるものではない。

我々に与えられた時間というのは現行法では義務教育の期間です。この間に何ができるか、一人ひとりに自分自身に対する揺るぎない自信、そして他の人を信頼するというその信頼感、これだけを持たせて送り出してあげたいとするならば、一人ひとり違う子どもの発達段階に合わせていかなければならない。それは本当の原理原則であると思います。

先ほどもシステム上の方法論としての小中一貫教育についてメリットやデメリットという話がありましたけれども、それはあくまでも方法論のメリットやデメリットでございまして、子どもたちが一人ひとり違うという原則に基づいて対応することについて、デメリットは一切ないと思っています。

例えば学力について、我々に与えられている義務教育の期間終了時には当然できていなければいけないこと、「これについては、もう中学3年生なのだからこのことはやらなければならないよ」と言って押し付けるのではなく、たとえ立ち戻ってでも教えていかなければならない。これを「そういう風に決まっているのだから小学校の間で全部やればいじゃないか」と簡単に言ってしまった結果が今、九九ができないで一生懸命教わっている高校生がいるという現実となっています。

やはり我々はそこについては真摯に受け止めなければなりません。

また子どもの生活の問題、特に強調したいのが思春期の心と体の問題です。これに関する個人差というのはものすごくあります。一律で「もう中学生だからこう」、「小学校4年生だからまだこれは……」と教えられるものではないということは、私たち人間として生きていくと当然の事だと理解できるのではないのでしょうか。

その時に切れ目なく指導するための支援を行うなら、これまでずっと思春期の指導をしてきて、そういった問題についても指導力のある中学校の教員が、発達の早い小学校4年生に対応をしていく。こういった事が大変子どもにとって有効なことだなと思います。

また同時に逆もあり、小学校の頃は親切丁寧に具体例を教えてあげることができません。「中学校になるとこれぐらい当たり前だろ、円柱の体積求めるには3分の1掛ければそれでいいじゃないか」という話なのですが、なぜ3分の1なのかで躓く子がいるのです。その時に小学校の先生が大変丁寧な教え方をします。

以上申しあげたような具体的な事が、本市が小中一貫教育を推進する理由だと思っています。

また同時に地域コミュニティという面でも小中一貫教育は子どもたちの生活基盤である中学校区の中での核家族化、少子高齢化、地域コミュニティの希薄化、この解決への切り札となると思っています。

したがって、この原理原則に基づくと、コミュニティごとに最低一つの学校が必要不可欠だと思っています。地理的な条件によって一つの場所に集約できないならば校舎分離型の小中一貫教育を工夫して実施する、集約できるのであれば校舎一体型の小中一貫教育を行っていくべきであると思っています。

これはソフトとして義務教育学校という言葉が出ておりますけれども、私は今申しあげたハードが一体型の場合を義務教育学校と呼ぶのであって、一体型であろうと分離型であろうと八王子市は小中一貫教育を行っていく。これが原理原則であると考えているわけであります。

いずれにせよ大人の論理で勝手に区切りをつけるのではなく、一人の市民として、自分のペースで成長していく八王子の子どもを一人も取り残すことなく見守っていく、そのような教育を実現したいと考えているところでございます。

○古川総合経営部長            ありがとうございました。

それでは市長いかがでしょうか。

○石森市長            ただいま教育委員会が策定した「八王子市の学校教育 基本原則」について、教育委員の皆様から、それぞれ御意見をお聴かせいただきました。

コロナ禍の中、「八王子市版GIGAスクール構想」によるICTを活用した教育の実施など、さまざまな創意工夫をして、これからの新しい教育に取り組まれているものと承知しております。

今回、この基本原則を定められたことで、この理念のもと、小学校・中学校を通じて切れ目ない一貫した教育活動や、地域の特色を生かした教育活動を実践されて、八王子の子どもたちの「生きる力」を大いに育てていただきたいと期待しています。

本日はこの後、これからのまちづくりに向けて進めている、「長期ビジョン策定」と「地域づくり推進事業」について、未来デザイン室から報告いたします。

子どもたちが夢と希望を持てるまち、そして、地域づくりの推進による地域共生社会の実現に向けて、教育委員の皆様とも、連携して進めていきたいと考えております。引き続き、御協力をお願いします。

○古川総合経営部長      ありがとうございました。

では次に報告事項に移ります。報告事項の1、「長期ビジョン策定及び地域づくり推進事業の進捗状況について」です。

未来デザイン室長より、報告をお願いします。

○今川未来デザイン室長      それでは長期ビジョン策定及び地域づくり推進事業の進捗状況について説明します。資料3-1を御覧ください。まず長期ビジョンの策定についてです。「1 長期ビジョンの概要」ですが、本市の基本構想・基本計画である「八王子ビジョン2022」の基本計画部分が令和4年度に計画期間を終えるため、新たな基本計画として「長期ビジョン」を策定します。

本市の基本計画は基本理念である「人とひと、人と自然が響き合い、みんなで幸せを紡ぐまち八王子」を実現するための6つの都市像を実現する施策展開等を定めており、そのうち第3編は教育等に関する総合的な施策の方針である「八王子市総合教育大綱」としても位置付けております。

次に「2 策定における3つの視点」です。

劇的に変化し続けている社会経済状況の中で、現在は未来を予測することが困難な時代であり、人口減少や人口構造の変化など長期的な視点をもって取り組んでいかなければならない課題も多くあります。

そこでこれまでの10年という期間ではなく、次の時代を意識した長期のビジョンを、この後説明する地域づくり推進事業との連携を図る中で、より多くの市民の皆様のご意見をいただきながら、八王子の未来のありたい姿として策定をしていきたいと考えています。

今回その姿を展望する2040年は、現在の小学生・中学生が社会の中で中心となって活躍している時代となります。そこで、策定にあたっては、「3 夢と希望がかなうまちに向けて」にありますように、高校生・大学生のワークショップを始め、小学生・中学生にはアンケート調査の概要のとおり、学習用端末を活用したアンケートを実施し、子どもたちの未来への想いを計画に反映してまいります。

既の実施した高校生・大学生のワークショップでは、孤立しないための交流や、居場所のある未来の姿、また都会と田舎の両面の魅力を持つ本市で、地域の中で楽しく生きがいを持って暮らしていく姿、こちらの実現等の意見をいただきました。

次に資料3-2を御覧ください。

まず、「1 地域づくり推進事業の概要」です。

地域が主体的に地域課題などを把握し、魅力の発信や課題を解決していく仕組みを構築する地域づくりに取り組んでいます。令和2年3月には地域づくりの基本的な考え方や取組方法などを示す基本方針を策定しており、顔の見える関係性を作りやすい中学校区を基礎単位にコミュニティのプラットフォームとして、地域活動団体や地域住民で構成する地域づくり推進会議の設置等を目指しているところです。

次に「2 地域づくり推進事業の取組」です。37中学校区においてワークショップを開催するほか、今後、地域づくり推進会議を設置します。また、地域の歴史や統計データなどの情報を整理した地域カルテ、地域課題の解決に向けた行動計画となる「地域別推進計画」を策定します。

続きまして「3 中学校区別ワークショップ」の実施状況です。

各中学校区において全2回開催を予定しており、町会自治会を始めとした地域の担い手となっている方や小中学校PTAの方に参加していただいています。ワークショップでは、2040年の地域のありたい姿や、その実現に向けた課題をテーマに活発な議論が行われ、開かれた学校を地域の活動拠点としつつ、子どもと地域住民の更なる交流や地域で子どもを育てる姿等の意見をいただいたところです。

「4 地域づくりと学校の関わり」です。地域づくりでは多様な市民の方々に参加してもらい、地域共生社会の実現にもつながるコミュニティにおけるプラットフォームを構築しながら、学校と連携し、地域から求められている高齢者の生きがいづくり、社会参加機会の拡大のほか、学校で必要としている地域人材の確保、子どもの安全や居場所づくり等、子どもが健やかに育つ環境づくりにも連携して取り組んでまいります。

最後に資料3-3「長期ビジョンの策定体制及びスケジュール」です。

長期ビジョンの策定は冒頭説明しましたとおり、地域づくりと連携しワークショッ

プやアンケート調査により市民の皆様の御意見をいただきながら策定していきます。

また、庁内には若手職員53名によるプロジェクト「八王子未来<sup>キャンパス</sup>CAN-VAS」を設置し、若手ならではの大胆な発想を取り入れながら次代を担う子どもたちが夢と希望を持てる長期ビジョンを策定していきます。

○古川総合経営部長      ありがとうございました。

続きまして、報告事項の2「市内教育・保育施設における誤嚥事故の重大事故検証結果からの提言に対する市の取組について」です。

子ども家庭部長より、報告をお願いします。

○小俣子ども家庭部長      資料4を御覧ください。令和2年9月に、市内の私立幼稚園型認定こども園で発生しました在園児の誤嚥による死亡事故を受けまして、八王子市社会福祉審議会児童福祉専門分科会重大事故検証部会を開催し、事故の検証と再発防止策の検討を行いました。その検証結果から市に対し提言されたことにつきまして、市の取組状況と今後の対応について報告します。

報告の内容（1）検証部会からの提言内容及び今後の市の取組です。

表の左側は「検証部会からの提言内容」です。右側は8月中を目途に市が取り組む内容となります。

まず上段についてですが、提言の中で示されております施設の安全を目的とした「幼児教育・保育施設ガイドライン」については、今まで市として統一的なものがなかったことから、公設公営保育園で運用している施設の安全を目的とした危機管理マニュアルを基に、提言にあるような幼児教育・保育施設ガイドラインとして安全に特化した危機管理マニュアルを策定し、各園に配布し活用していただくことで事故防止を図っていきます。なお、策定にあたっては幼稚園協会、保育園協会を通じて公設公営保育園の危機管理マニュアルを4月に配布し検討いただき、その意見集約が終わったところです。現在、その結果に基づき内容の見直しを行っており、7月には案を示して8月中には全園に配布する予定です。

続きまして中段の提言です。幼児教育・保育施設ガイドラインに基づく研修については、先に述べました危機管理マニュアルの内容を基に食の安全、特に誤嚥について職域、職種別の研修を7月中に実施するため準備しています。研修には食の安全に関する専門家である栄養士や医師等を招いて行うよう人選を進めているところです。

また、食の安全を含めた研修についても幼児教育・保育センターの事業の中で幼児教育・保育に関する全体の研修の中に位置づけ、系統的に受講することで事故防止を図っていきます。

家庭への啓発については生涯学習の「いえいく」と連携しまして、保護者市民向けに講習会等を実施する予定です。

続きまして下段の再発防止の取組についてです。毎年9月を「子どもの安全と安心のための事故防止取組月間」として定め、再発防止の継続的な取組を実施するために、現在、幼児教育・保育施設等の関係機関と調整をしながら、実施方法を含めて検討を行っているところです。

報告の内容（2）令和3年度（2021年度）末までに対応をするものについてです。

アの施設の状況を確認する方法につきましては、認可基準等の遵守状況を確認するための、例えばチェックリストを用いた確認方法等について福祉部指導監査課と検討を行っているところです。

最後に市では事故防止策や食の安全を含めた総合的な基準となる本市独自の幼児教育・保育の質のガイドラインを作成しているところです。これは幼児教育・保育の現場で起こる事例を示し、理論と実践を結びつけることで安全・安心の質の高い教育保育を図ります。具体的な内容としては、保育士等の援助方法と心構え、保育の評価、保育の内容等をまとめていく予定です。

○古川総合経営部長            ありがとうございました。

その他、皆様から、ございますか。

今回の総合教育会議は、令和3年10月27日（水）午後1時30分からを予定しています。詳細は後日お知らせします。

それでは、本日の総合教育会議は終了となります。本日はありがとうございました。

【午後2時50分閉会】